

城陽市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、城陽市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を城陽市寺田東ノ口16番地、17番地(城陽市役所西庁舎1F)に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員として組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動(以下「相互援助活動」という。)を行うことにより、仕事と育児の両立を図り、安心して子育てができる環境づくりに資するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの組織)

第4条 センターは、次に掲げる人により組織する。

(1) 代表者

(2) アドバイザー

(3) 援助会員、依頼会員、両方会員(以下これらを総称して「会員」という。)

(センターの業務)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 会員の募集、登録に関する業務

(2) 相互援助活動の調整に関する業務

(3) 相互援助活動の講習及び指導に関する業務

(4) 会員間の交流に関する業務

(5) 関係機関との連絡調整に関する業務

(6) 広報に関する業務

(7) その他センターが必要と認める業務

(代表者)

第6条 センターの管理運営の総合的な調整を図るため、センターに代表者を置く。

2 代表者は、センターの統括及び総合調整を行う。

(アドバイザー)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

(1) センター事業の内容の周知及び啓発

(2) 会員の募集及び登録

- (3) 会員の統括
- (4) 会員の相互援助活動の調整
- (5) 会員に対する講習会及び交流会の実施
- (6) 会員間のトラブルへの助言
- (7) センターの経理事務等の業務運営
- (8) 会員に対する広報紙等の発行
- (9) その他センターの運営に必要な業務
(会員資格)

第8条 会員は、センターの目的及び相互援助活動の意義を理解し、センターの承認を得た人とする。

- 2 援助会員は、市内に在住し、センターが実施する講習を修了した育児の援助を行うことを希望する人とする。
- 3 依頼会員は、市内に在住又は勤務する人で、生後43日目からおおむね12歳の児童を有し、育児の援助を受けることを希望する人とする。
- 4 援助会員と依頼会員は、相互に兼ねることができる(両方会員)。ただし、市外に在住する依頼会員を除く。

(入会及び会員証)

第9条 センターの会員になろうとする人は、所定の入会申込書(別記第1号又は第2号様式)をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

- 2 センターは、会員として承認した人に対して会員証(別記第3号又は第4号様式)を発行する。
- 3 会員証の有効期限は発行日より5年間とし、これを更新することができる。また、更新する場合はセンターで手続きを行うこととする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 所定の退会届(別記第5号様式)により、センターに退会の届出をしたとき
 - (2) 援助会員が市外に転出したとき
 - (3) 依頼会員が市外に転出したとき、又は市内勤務でなくなったとき
 - (4) 依頼会員が生後43日目からおおむね12歳の児童を有しなくなったとき
- 2 センターは、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。
- (1) 会員としてふさわしくない行為があったとき
 - (2) 会員が次条に規定する義務に違反したとき

(3) 前項第2号から第4号に掲げる事項が判明したとき

(4) その他センターが会員による相互援助活動を継続することが困難であると判断するとき

3 会員は、資格を喪失したときは、遅滞なく会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第11条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 相互援助活動を通じて知り得た他人の家庭の事情等については、個人情報のため他に漏らさないこと

(2) 相互援助活動を通じて物品の販売若しくは斡旋又は宗教活動等を行わないこと

(3) 入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかにセンターに届け出ること

(4) 会員登録の際には、本人確認のため公的書類等を提示すること

2 援助会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 相互援助活動中の児童の安全確保に努めること

(2) 相互援助活動中の児童に異常を認めるときは、直ちに、その依頼会員に連絡を行ない、状況に応じた適切な処置をとり、センターへ報告すること

(3) 同時に複数の依頼会員に対し相互援助活動を行わないこと。ただし、会員同士の同意が得られた場合はこの限りではない

(4) 相互援助活動中は常時会員証を携帯し、依頼会員その他関係者から請求があったときは、これを提示すること

(5) 相互援助活動を行ったときは、援助活動報告書(別記第6号様式)を作成し、依頼会員の確認、記名押印または署名を受けること

(6) 依頼会員の確認、記名押印または署名を受けた活動促進補助金申請書を依頼会員に代わって、活動月の翌月の10日までにアドバイザーに提出すること

3 依頼会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用が不確定な予約を行わないこと

(2) 援助会員に次条に規定する援助活動以外の援助を求めないこと

(3) 相互援助活動の内容等について事前に協議及び確認した内容に変更が必要な場合は、速やかに援助会員及びアドバイザーに連絡すること

(4) 相互援助活動終了後に、援助会員が作成した援助活動報告書を確認し、記名押印または署名すること

(相互援助活動の内容及び対象)

第12条 相互援助活動は、1時間を単位とし、次に掲げる活動を行う。

(1) 保育所、幼稚園等(以下「保育施設」という。)の保育開始時まで児童を預かるこ

と

- (2) 保育施設の保育終了後児童を預かること
- (3) 保育施設までの送迎を行うこと
- (4) 学童保育終了後、児童を預かること
- (5) 学校の放課後、児童を預かること
- (6) 冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際、児童を預かること
- (7) 買い物等外出の際、児童を預かること
- (8) その他会員の仕事と育児の両立のために必要な援助

- 2 児童を預かる場合は、原則として援助会員の家庭において行うものとする。ただし、双方の合意があれば依頼会員の家庭等において行うことができる。
- 3 相互援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として児童の宿泊は行わないこととする。
- 4 相互援助活動の対象は、依頼会員が登録した生後43日目からおおむね12歳の児童とする。ただし、援助会員が対象児童の身体の状態等により、相互援助活動が困難と判断したときは、対象から除くことができる。

(相互援助活動の実施方法)

- 第13条 依頼会員は、援助を受けようとするときはアドバイザーに対して援助の依頼の申込みをするものとする。また、援助の依頼の申込みについては、1か月分を上限とし、センターに連絡すること。
- 2 援助の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を確認の上、申込み内容の条件に合う援助会員に連絡し、依頼会員に紹介するものとする。
 - 3 アドバイザーは、前項の調整を行ったときは、調整内容及びその結果を記録するものとする。
 - 4 相互援助活動の実施に当たっては、紹介を受けた援助会員と依頼会員及びアドバイザーとで、児童の預かりに関する留意事項、援助の内容等について事前に協議及び確認しなければならない。

(報酬等)

- 第14条 援助を受けた依頼会員は、相互援助活動終了後、別表に規定する報酬を援助会員に現金で支払わなければならない。
- 2 報酬の基礎となる時間は、援助会員が相互援助活動のため自宅等を出発したときから、活動終了後帰宅等したときまでの時間とする。
 - 3 依頼会員は、援助の申込み後、相互援助活動の実施当日に、又は無断で取り消した場合は、別表に規定する取消料を援助会員に支払わなければならない。

4 援助を受けた依頼会員は、援助会員が相互援助活動に伴って立て替えた実費を弁償しなければならない。

(保険加入及び対応)

第 15 条 相互援助活動に起因する事故による損害は、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

2 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険(以下「補償保険」という。)に一括して加入し、前項の損害の補償については補償保険の補償の範囲内とする。

3 補償保険料は、センターが全額を負担する。

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成 14 年(2002 年)10 月 8 日から施行する。

この会則は、令和 2 年(2020 年)3 月 17 日から施行する。

(様式及び別表:省略)